

## 第 4 次加須市高齢者支援計画の一部変更（案）について

### 1 変更の概要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備計画について、広域型・地域密着型の施設区分ごとの整備定員数を変更する。

なお、整備定員数の内訳を変更するものであって、整備定員数の合計数に変更はない。

区 分	変更後 A	変更前 B	比較 (A - B)
広域型施設の整備定員数	80人	100人	▲20人
地域密着型施設の整備定員数	20人	0人	+20人
合 計	100人	100人	±0人

〔参考〕広域型と地域密着型の主な相違点

	広域型	地域密着型
施設の規模	定員30人以上の大規模施設	定員29人以下の小規模施設
利用対象者	市内外の住民が利用できる。	原則として市民の利用に限る。
指定権者	都道府県知事	市町村長

### 2 変更の理由

「令和3年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、埼玉県が実施した特別養護老人ホームに係る老人福祉施設設立計画書の審査の結果、加須市に地域密着型施設（定員20人）を含む特別養護老人ホーム（総定員100人）の整備計画が採択されたことに伴い、第4次加須市高齢者支援計画における施設整備計画の一部を変更する必要があるため。

### 3 計画書の変更内容

- (1) 広域型及び地域密着型それぞれの介護老人福祉施設に係るサービス利用見込量及び介護給付の額の見込み
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要入所（利用）定員総数
- (3) 介護保険料（基準月額）の今後の見込み（令和7年度、令和22年度）

\* 詳細は、資料9「第4次加須市高齢者支援計画 新旧対照表」のとおり

### 4 計画変更による影響

令和3年度から令和5年度までの計画期間中の介護保険料への影響は無い。

### 5 施行日（変更日）

令和4年2月1日